

学習センターの団体登録について

市民センターを使用する際、学習センターの登録団体として説明資料 P13の「登録団体利用枠」を使用するためには、下記のとおり学習センターの「使用団体登録」をしていただく必要があります。

1. 使用団体の登録について

(1) 使用団体の登録

登録団体として市民センターの「②登録団体利用枠」を使用するには、「福島市学習センター使用団体登録申請書」及び関係書類(会則、会員名簿、予算書、事業計画など)を提出し、許可を受ける必要があります。

(2) 使用団体の登録認定基準

1. 会費によって運営がなされている、営利を目的としない社会教育関係団体であること。
2. 施設及び敷地内において 営利・宗教・政治の活動や事業を行わないこと。
3. 団体の目的と具体的活動内容を明記した 規約(会則)を有すること。
4. 団体に 代表者がいて、総会、役員会等を定期的に行っていること。
5. 団体独自の 経理を有すること。
6. 団体活動の本拠としての 事務所を福島市内に有すること。
7. 団体構成人員は5名以上であり、その半数以上が福島市内に住所があるか勤務していて、会員の加入・脱会が自由に認められる団体であること。

(3) 登録認定期間

登録認定期間は、2年以内です。使用団体登録の更新が2年に1度あり、継続を希望する場合は、福島市学習センター使用団体登録申請書や関係書類を改めて提出いただく必要があります。

2. 登録団体として施設を使用する場合の条件

登録団体として「②登録団体利用枠」で使用する場合は、5名以上で使用する必要があります。

3. 登録団体の使用料の減免について

- ・登録団体として施設を使用する場合は、施設の使用料は全額減免となります。
(説明資料 P14 のとおり)
- ・使用にあたって入場料等の料金の徴収を行う場合は、使用料の減免は適用されません。
(有料)